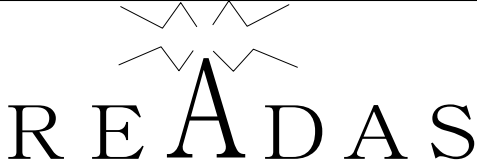


第 6018 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 8月13日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ e-Tax 利用の簡便化

Q：e-Taxの利用が簡単になるとか。どのようになるのですか？

A：個人については、平成31年から以下の2つの方法が利用できるようになる予定です。

【解説】

国税庁では、マイナンバーカードに標準的に搭載される電子証明書やマイナポータル連携機能の活用などによって、個人納税者のe-Tax利用をより便利にするためのシステム改修を進めており、次の2つの方式が平成31年1月から利用できるようになるということです。

①マイナンバーカード方式

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等データの送信ができるようになります。

②ID/パスワード方式

マイナンバーカード及びICカードリーダライタを持っていない者については、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知した「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたe-Tax用のID・パスワードのみで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができるようになります。

